

FUKUOKA TOUBU Law Office

福岡東部法律事務所



25th
anniversary

25周年を迎えて

林田 賢一



私の手元に、1984年9月14日発行の福岡東部法律事務所ニュース創刊号があります。

いま読み返すと、少々恥ずかしいような気負いと意気込みにあふれた文章が並んでいます。表題は「地域の民主的発展と権利擁護をめざして」(事務所開設にあたって)というもので、その書き出しは次のとおりです。

「これまで法律事務所といえば、裁判所の近くに事務所を構え、敷居の高いところ、というイメージがあつたと思います。

私達の福岡東部法律事務所は、まさにそのイメージを逆転させたところから出発しました。裁判所よりは住民の近くに!そして気が居るに出入りできるところに!」そして、同じ紙面の中段に、お腹も出でおらず体は縮まつた顔付でとした林田と、引き締まつた顔付で

あと、何人自殺したら、工事ば止めてくれるとですか!

意見陳述の最後に、もうすぐ還暦を迎えるようかという初老の漁民は、目に焼けた赤銅色の顔をこわばらせ、裁判官席をみすえながら、張り詰めた緊張感を振り払うように叫んだ。諫早湾干拓事業の工事差し止め仮処分決定が出る直前の佐賀地裁の法廷での一コマである。

293枚の鉄板が不気味な機械音をきしませながら海中に落下して諫早湾干拓事業の潮受堤防を閉め切ったのは1997年4月のことだ。そして、魚や貝がいなくなつた。ひどい赤潮が発生してノリがだめになつた。長崎、佐賀、福岡、熊本の有明海沿岸4県にわたる大規模な漁業被害をもたらした深刻な環境破壊は「有明海異変」と呼ばれ多くの漁民が不漁に苦しんで自殺し、漁業を基盤にする地域社会は壊滅的な打撃を受けた。



堀 良一

そんななか、裁判をするので、弁護団の事務局長を引き受けないかとの声がかかるのは2002年秋のことだ。博多湾埋立反対の住民運動や裁判にたずさわり、全国の湿地や海の自然環境を守る活動に参加していたから、おまえが適任だというのだ。荷が重いと尻込みしたが、気がついたらよみがえり!有明訴訟の代理人席に座つていた。

そして、工事中止の歴史的仮処分決定、高裁でのまさかの逆転敗訴、厭戦氣分漂うなかで漁民原告の大

量追加提訴による反転攻勢、研究者と漁民の集中尋問、昨年6月の佐賀地裁開門判決、波状的な国会行動、農水省前での早朝宣伝、息詰まるような法廷外での攻防。時代を象徴する社会的紛争を解決するには、ここまでというエネルギーの限界値はない。

弁護団には、若くて優秀な弁護士がたくさん損得勘定なしのボランティアで参加していて、勉強にもなる。何よりも小気味いい。ここには掛け値なしに最高の良心と英知が結集している。

子供の頃、別府の田舎で、浜辺を走り回ったり、雑木林に紛れ込んだりしながら、小エビやセミやトンボを追いかけている思い出を引きずつていたら、いつのまにか、環境問題の最前線に立つっていた。



福岡東部法律事務所

☎ 092(662)1260

Fax:092(672)7952

〒813-0013 福岡市東区香椎駅前2丁目15番3号稻光ビル2階

受付時間 9:00 ▶ 17:00 土・日・祝日はお休みです。

土・日・祝日をご希望の場合は、事前にご相談いただければ、できるだけ対応させていただきます。



専用駐車場はございませんので、お近くの有料駐車場をご利用下さい。

| |
|-----------|
| 福岡東部法律事務所 |
| 弁護士 林田 賢一 |
| 弁護士 堀 良一 |
| 弁護士 井上 道子 |
| 弁護士 馬渡 桂子 |
| 弁護士 吉村 明智 |
| 弁護士 丸山 明子 |

☎ 092-1260

25周年を迎え、私達の法律事務所が取り組んだ事件は、博多湾東部埋立やまちづくり条例運動、香椎操車場跡地の開発問題、地域の革新懇や平和運動、住民運動、カネミ、空港騒音等の公害問題、豊田商事事件・先物取引・コンビニフランチャイズ・クレジット・キャッシング・薬害肝炎問題、有明・諫早干拓問題等々、全國的にも大きな意義を持つものも多數ありました。

(1) 民主的法律事務所であること
(2) 地域の法律事務所であること
(3) 共同事務所であること

所の基本的性格であること
といふ原点に立ち返り、さらに一層地域の皆さまに信頼される弁護士活動を進めていきたいと、所員一同決意しています。

今後とも宜しくお願いします。

おかげさまで創立25周年を迎えることができました。
気軽に出入りできる法律事務所を目指して、
さらに皆さんに信頼される弁護士活動を進めていきます。



「はじめまして」のご挨拶。

丸山 明子

初めての事務所旅行



今年の1月から、この福岡東部法律事務所で弁護士としての第一歩を踏み出すことになりました。「思い出に残る事件」ということで、お題を頂きましたが、まだ弁護士になつて1年に満たないため、思い出に浸る暇なく、毎日せつせと経験を積んでいる日々を過ごしています。とはいっても、この10カ月はあつという間でした。

私は、司法試験制度が変わつて「新司法試験制度」というものになつた以降に弁護士になつた2期生になります。報道などですでにご存じの方もいらつしやると思いますが、この「新司法試験制度」になつてから、法曹の数が一気に増えることになりました。弁護士

くらかかるのか分からぬ、とい
う点と、法科大学院の教員以外で
弁護士の顔を見たことがなかつた、
という点が大きかつたよう思
います。それまでの社会生活の中
で、自分とこれほどまでにかかわ
りが薄い「人種」はいなかつた、と
思います。弁護士はよく社会生活
の医師に例えられますべ、弁護士
とは一生かかわりを持たずに過
ごす人が多い一方で、本当の医者
にかかることなく一生を過ごす
人はほとんどいないでしようから、
「身近さ」にはずいぶん差がある
ものですね。

いつか、皆さんの「かかりつけ医」
になれるよう、日々研鑽に励みま
す。よろしくお願ひいたします。

つて、もう20年近くが経ちました。思い出の一つに、生活保護制度をめぐつて争つた学資保険裁判があります。

生活保護を受けている病弱な両親が、家計を切りつけ、子どもの高校進学に備えて毎月3千円の学資保険を掛けていました。保険満期金は約40万円がおりて、まさに高校進学に使おうとした時、それは蓄えだから生活費にあてなさい、その分の生活保護費を減額しますという処分を受けました。生活保護費を削らなければ、この進学費用を切り崩して使うしかない。無念の思いの両親が異議を申立てました。しかし思い半ばで両親とも他界し、子どもたちが引き継いで裁判を起しました。

裁判では、生活保護法の解釈とて間違った処分だ、憲法25条の生存権や26条の教育を受ける権利にも

ときには満期になる苦しい生活の中、で身ごもつた母親が、どんな思いをこの一つの学資保険に託していました。資料を改めて見る中で、日々の生活を送り、子どもを育ててきた母の思いを感じていました。

第二審の高等裁判所での判決の日。「逆転勝訴」の垂れ幕を持つて、原告と一緒に走り出ました。その時の晴れがましい原告の顔が忘れられません。この判決後、制度改正がされて高校就学費用自体が生活保護費から支給されるようになり、大きな実を結びました。

事件の背景には、人の思いがあります。たくさんの人生がある。当然の事ですが、法律だけを読んでいるとついて見過ごしがちになります。生活者ひとりひとりの思いを受けとめながら、法律という手段を使って役に立てる弁護士になりたい、そういう想いを強くした思い出の事件です。

地域の弁護士として

詩
真言



私は 3年前 福岡東部法律事務所に入所しました。私がこの事務所に入所しようと思ったのは、この事務所が地域に根ざした事務所であったからです。25年前から東区香椎に事務所を構える福岡東部法律事務所には、私が目指す弁護士像がありました。

これからも地域の弁護士として役割が果たせるよう努めています。

事件に教えてもらつたこと

馬度安子



私は、3年前、福岡東部法律事務所に入所しました。私がこの事務所に入所しようと思つたのは、この事務所が地域に根ざした事務所であつたからです。25年前から東区香椎に事務所を構える福岡東部法律事務所には、私が目指す弁護士像がありました。

これまで数多くの相談、依頼を受けてきました。地域の事務所でこれまで数多くの相談、依頼を

集団予防接種で注射器が使い回されていましたことは、一定以上の年齢の方なら誰しも覚えがあることだと思います。その予防接種によつてウイルスに感染させられて染させられた被害者が一国に対し、損害賠償を求めるとともに、検査・治療体制の確立などを求める裁判・運動です。

地の弁護士と共に全国各地の裁判所で訴訟を提起するとともに、立法的な解決をも目指して国會議員に対する要請などを行つています。現在、早期の解決を目指して奮闘中です。

思い出の判決

井上滋子



が、第一審判決は敗訴。なぜ当然の反していると主張しましたところ

弁護団は裁判所へ

六九

ハイキング